

平成 2 1 年度 P F I 関連支援措置等

1 . 予算等

1 - 1 予算

(単位 : 百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
内閣府	調査	民間資金等活用事業調査費	継続	P F I 事業の推進を図るために必要な経費。	26
	調査	民間資金活用等経済政策推進費	継続	P F I 推進方策の検討の総合調整等に必要な経費。(必要に応じて各省 庁等に移替え)	350 の内数
	-	民間資金等活用事業推進委員会経費	継続	民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。	3
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	新規	中央合同庁舎第 8 号館整備等事業に係る事業費。	0
警察庁	事業	P F I 方式による警察学校施設整備等事 業に係るアドバイザー業務の委託	継続	警察学校施設整備の P F I 事業化に係るアドバイザー委託。	30
	事業	富山県警察学校整備事業に係る事業費	継続	富山県警察学校施設整備運営事業に係る事業費。	240
	事業	鹿児島県警察学校整備事業に係る事業費	継続	鹿児島県警察学校施設整備運営事業に係る事業費。	514
	事業	大阪府警察学校整備事業に係る事業費	新規	大阪府警察学校施設整備運営事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	新規	東雲合同庁舎整備等事業に係る維持管理運営費。	0
	補助	都道府県警察施設整備費補助金	継続	都道府県警察施設の整備に対する補助。	2,427 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的な P F I 事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度に P F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等が P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
金融庁	事業	公共施設等維持管理運営費	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	475
総務省	調査	地方公共団体におけるPFI事業等の推進のための方策の検討に要する経費	継続	地方公共団体がPFI事業を推進する上での課題等の調査、研究。	1
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	新規	東京税関大井出張所(仮称)維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	盛岡第2地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	甲府地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	大津地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	熊本地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費。	42
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	熊本地方合同庁舎(A棟)に係る維持管理・整備費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	新規	中央合同庁舎第8号館維持管理運営事業に係る事業費。	0

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
法務省	事業	民間資金等活用事業に必要な経費	継続	刑務所維持管理・運営へのPFI導入に係るアドバイザー委託。	11
	事業	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	継続	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る事業費。	7
	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業	継続	苫小牧法務総合庁舎整備・運営事業に係る事業費。	101
	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業 民間資金等活用矯正施設維持管理運営経費	継続	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。	2,904
	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業 民間資金等活用矯正施設維持管理運営経費	継続	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。	5,264
	事業	民間資金等活用矯正施設維持管理運営経費	継続	喜連川社会復帰促進センター，播磨社会復帰促進センター維持管理運営事業に係る事業費。	4,370
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費	継続	盛岡第2地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費	継続	立川地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費	継続	甲府地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費	継続	大津地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費	0

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
外務省	事業	民間資金等活用事業関係経費	新規	在外公館施設の整備計画についてP F I方式適用を検討するために必要な調査経費。	18
	事業	民間資金等活用事業関係経費	継続	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業の業務監視等を行うために必要な経費。	2
	事業	P F I方式による在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業	継続	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に係る事業費。	311
財務省	事業	P F I方式による公務員宿舍整備事業	継続	P F I方式による公務員宿舍整備事業について、実施方針の検討を実施するためのアドバイザー経費の要求。	161
	事業	P F I方式による公務員宿舍整備事業	継続	公務員宿舍整備事業に係る事業費。	8,698
	事業	公共施設等維持管理運営費	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費。	51
文部科学省	事業	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文部科学本省） 民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文化庁） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（国立教育政策研究所） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（科学技術政策研究所）	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費等。	825
	事業	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費	新規	東京税関大井出張所整備事業に係る事業費。	0

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にP F I事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がP F I方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
文部科学省	補助	国立大学法人運営費交付金	継続	国立大学法人運営費交付金の算定に国立大学法人等のPFI事業に係る実施準備のための経費相当分及び維持管理運営費相当分が含まれている。	1,169,520 の内数
	補助	国立大学法人施設整備費補助金	継続	国立大学法人等の施設整備のための経費。	47,224 の内数
	補助	公立学校施設整備費	継続	子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化の推進等を進める（内閣府で計上している沖縄県分の金額を含む）。	114,971 の内数
厚生労働省	事業	国立医薬品食品衛生研究所施設整備経費 （府中移転に係るPFI導入可能性調査）	新規	国立医薬品食品衛生研究所の府中移転に向けて、PFI方式による導入可能性調査を行い、事業スキーム・リスク分担の検討、民間事業者参入の可能性、VFMの算定等を実施することにより、PFI方式による事業運営の可否を検討する。	1.4
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	継続	民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る事業費。	72
	補助	医療施設等施設整備費補助金	継続	医療供給体制の基盤整備を図るため、地方公共団体等が行うべき地保健医療対策等に係る施設整備事業に対して助成を行う。	502 の内数
	補助	水道施設整備費補助金	継続	水道事業者（都道府県、市町村及び一部事務組合）の水道施設の整備に対する補助。	66,506 の内数
	補助	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	継続	地方公共団体の介護サービス基盤整備に対する支援。	38,700 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
農林水産省	補助	地域バイオマス利活用交付金	継続	バイオマスタウン構想の実現に向けたバイオマス変換施設等の整備に対する支援。	11,164 の内数
	補助	強い農業づくり交付金	継続	公設卸売市場の施設整備に対する補助（メニューの一部）。 リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する補助（メニューの一部）。 種子種苗生産関連施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	24,416 の内数
	補助	畜産環境総合整備事業費補助金	継続	都道府県等の行う家畜排せつ物等地域資源循環利用施設整備等に対する補助。	2,294 の内数
	補助	農山漁村活性化対策整備交付金	継続	定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援する。	34,714 の内数
	補助	かんがい排水事業費補助	継続	都道府県の農業用水利施設等整備に対する補助。	34,894 の内数
	補助	経営体育成基盤整備事業費補助	継続	農業用排水施設、農道等の整備に対する補助。	64,706 の内数
	補助	農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	23,419 の内数
	補助	村づくり交付金	継続	市町村等の農業生産基盤と生活環境の総合的な整備に対する補助。	19,535 の内数
	補助	農業集落排水資源循環統合補助事業	継続	市町村等の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等の整備に対する補助。	12,306 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
農林水産省	補助	森林・林業・木材産業づくり交付金	継続	森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための施設整備に対する支援。	13,222 の内数
	補助	公的森林整備推進事業	継続	分収林制度の活用により実施される市町村有林の整備に対する補助。	5,750 の内数
	補助	水産基盤整備費の内、水産物供給基盤整備事業費補助及び漁村総合整備事業費補助	継続	都道府県及び市町村が行う水産業の生産基盤と漁村の生活環境施設の整備に対する補助。	81,085 の内数
	補助	強い水産業づくり交付金	新規	都道府県及び市町村が行う漁港の高度利用のための整備等に対する補助。	7,674 の内数
経済産業省	補助	電源地域産業関連施設等整備費補助金	継続	電源地域のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法)における同意集積区域において、地方公共団体等が行う産業関連施設等整備事業に要する経費に対し補助を行う。	200 の内数
	補助	地域企業立地促進等共用施設整備費補助金	継続	地域が主体となって産業集積の形成・活性化を進める地域において、産業集積の中核を担う企業群の受け皿となるべき工場、事業場、物流施設等のインフラを整備することを目的として、企業立地促進法の規定により国の同意を得た基本計画の集積区域内における貸工場、貸事業場、設備等の共用施設を整備する事業に対して支援を行う。	1,911 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
国土交通省	事業	P F I による整備に必要な事業調査	継続	官庁施設の P F I による整備に係るアドバイザー委託等（中央合同庁舎第 8 号館等 1 4 施設）。	754
	事業	P F I による整備に必要な事業調査	継続	東京国際空港国際線地区における P F I 事業調整業務に係るアドバイザー委託等。	50
	事業	気象庁虎ノ門庁舎整備等事業	継続	気象庁虎ノ門庁舎整備等事業に係る事業費。	42
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	新規	気象庁虎ノ門庁舎維持管理・運営事業に係る維持管理運営費。	0
	事業	中央合同庁舎第 7 号館整備等事業	継続	中央合同庁舎第 7 号館整備等事業に係る事業費。	5,247
	事業	中央合同庁舎第 8 号館整備等事業	継続	中央合同庁舎第 8 号館整備等事業に係る事業費。	0
	事業	九段第 3 合同庁舎整備等事業	継続	九段第 3 合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費。	742
	事業	盛岡第 2 地方合同庁舎整備等事業	継続	盛岡第 2 地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。	0
	事業	立川地方合同庁舎整備等事業	継続	立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。	0
	事業	甲府地方合同庁舎整備等事業	継続	甲府地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。	0
	事業	大津地方合同庁舎整備等事業	継続	大津地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。	552
	事業	熊本地方合同庁舎 期整備等事業	継続	熊本地方合同庁舎 B 棟整備等事業に係る事業費。	0
	事業	東雲合同庁舎整備等事業	継続	東雲合同庁舎整備等事業に係る事業費。	0

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的な P F I 事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度に P F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等が P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
国土交通省	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	新規	東雲合同庁舎整備等事業に係る維持管理運営費。	0
	事業	大井合同庁舎整備等事業	継続	大井合同庁舎整備等事業に係る事業費。	0
	事業	東京国税局整備等事業	継続	東京国税局整備等事業に係る事業費。	0
	事業	佐原広域交流拠点事業	継続	佐原広域交流拠点事業に係る事業費。	457,456 の内数
	事業	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	継続	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業に係る事業費。	58
	事業	航空保安大学校移転整備	継続	航空保安大学校本校移転整備等事業に係る事業費。	990
	事業	民間資金等活用航空路整備等事業	継続	那覇航空交通管制部管理棟建替等整備事業に係る事業費。	352
	補助	都市再生推進事業（都市再生総合整備事業）	継続	地方公共団体や都市再生機構、民間等が行う都市再生を促す事業に対する総合的な支援。	4,872 の内数 ¹
	補助	市街地再開発事業費補助	継続	市街地再開発事業の施行者が行う施設建築物等の整備に対する補助。（上：社会資本整備特別会計道路整備勘定 下：一般会計）	1,746,636 の内数 ² 29,196 の内数
	補助	都市・地域交通戦略推進事業費補助	継続	都市交通システムを総合的に整備する事業に対する補助。	2,360 の内数

¹ 金額はPFI事業が実施可能な「都市再生推進事業」（都市再生総合整備事業）の総額

² この他に、地域活力基盤創造交付金 9,400億円があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
国土交通省	補助	都市公園事業費補助	継続	地方公共団体の都市公園事業に係る経費に対する補助。	62,142 の内数 ³
		都市公園防災事業費補助		地方公共団体の防災公園事業に係る経費に対する補助。	
	補助	下水道事業	継続	地方公共団体の下水道整備に係る補助。	632,772 の内数 ⁴
	補助	街路事業費補助	継続	地方公共団体等が行う都市計画道路の整備に対する補助。	1,746,636 の内数 ²
	補助	土地区画整理事業費補助	継続	土地区画整理事業の公共施設整備等に対する補助。(上：社会資本整備特別会計道路整備勘定 下：一般会計)	1,746,636 の内数 ² 3,680 の内数
	補助	まちづくり交付金	継続	市町村のまちづくりに対する助成	233,175 の内数 ⁵
	補助	道路整備事業費	継続	都道府県及び市町村が行う道路の整備に対する補助等。	1,746,636 の内数 ²
	補助	地域住宅交付金等	継続	公営住宅等の整備に関する助成。	194,688 の内数
	補助	港湾改修費補助	継続	港湾管理者が行う港湾の基本施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設)の整備に対する補助。	217,500 の内数
	補助	空港整備事業費補助	継続	地方公共団体の空港整備に対する補助。	8,493 の内数
補助	北海道開発事業費	継続	浄化槽市町村整備推進事業を行う市町村に対する交付金。	1,523 の内数	

³ 金額はPFI事業が実施可能な「都市公園事業費補助」及び「都市公園防災事業費補助」の総額

⁴ 金額はPFI事業が実施可能な「下水道事業」の総額

⁵ 金額はPFI事業が実施可能な「まちづくり交付金」の総額

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
環境省	調査 補助	循環型社会形成推進交付金	継続	市町村等がPFI法に基づいて行う一般廃棄物処理施設の整備事業について、アドバイザー業務を委託するために必要な経費に対して交付を行う。	53,272 の内数
	補助	循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備費補助金	継続	市町村等が行う廃棄物処理施設整備に対する交付・補助。	73,019 の内数
	補助	廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助金	継続	廃棄物処理センター及びPFI選定事業者の産業廃棄物処理施設整備に対する補助。	1,930
	補助	循環型社会形成推進交付金	継続	市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、継続して、国庫助成を行う。	14,344 の内数
防衛省	事業	PFI方式による史料館整備等事業に係る事業費	継続	海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業に係る事業費。	433
	事業	PFI方式による公務員宿舎整備等事業	継続	立川公務員宿舎(仮称)整備等事業に係る事業費。	555
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	甲府地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	大津地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	立川地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	熊本地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	0

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	21年度 予算
会計検査院	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	433
衆議院	事業	新議員宿舎整備等事業経費	継続	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業に係る事業費。	1,267
	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	衆議院新議員会館整備等事業に係る事業費。	1,982
参議院	事業	参議院新議員会館整備等事業	継続	参議院新議員会館整備等事業に係る事業費。	805
最高裁判所	事業	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	継続	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業・東京地方・家庭裁判所立川支部(仮称)立川簡易裁判所合同庁舎整備等事業に係る事業費。	1,174

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

1 - 2 新たな国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

要求機関	事項	概要	限度額	国庫の負担となる年度
内閣府	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	中央合同庁舎第8号館整備等事業に係る事業費。	11,743	平成23年度以降 13箇年度以内
警察庁	大阪府警察学校整備事業に係る事業費	大阪府警察学校施設整備運営事業に係る事業費。	16,163	平成25年度以降 12箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	東雲合同庁舎整備等事業に係る維持管理運営費。	1,495	平成24年度以降 11箇年度以内
金融庁	公共施設等維持管理運営費	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	50	平成21年度以降 13箇年度以内
総務省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	東京税関大井出張所(仮称)維持管理運営等事業に係る事業費。	674	平成24年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	中央合同庁舎第8号館維持管理運営事業に係る事業費。	412	平成26年度以降 10箇年度以内
法務省	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る事業費。	0.5	平成21年度以降 8箇年度以内
	民間資金等活用法務省施設整備等事業	苫小牧法務総合庁舎整備・運営事業に係る事業費。	0.2	平成21年度以降 10箇年度以内
外務省	P F I方式による在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に係る事業費。	184	平成21年度以降 16箇年度以内
財務省	P F I方式による公務員宿舍整備事業	公務員宿舍整備事業に係る事業費。	58,417	平成23年度以降 8箇年度以内
	公共施設等維持管理運営費	東京税関大井出張所(仮称)整備事業に係る事業費(うち税関分)。	970	平成22年度以降 13箇年度以内
	公共施設等維持管理運営費	東京税関大井出張所(仮称)整備事業に係る事業費(うち国税庁分)。	574	平成24年度以降 11箇年度以内
	公共施設等維持管理運営費	東京国税局整備事業に係る事業費。	6,483	平成26年度以降 11箇年度以内

(単位：百万円)

要求機関	事項	概要	限度額	国庫の負担となる年度
文部科学省	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文部科学本省） 民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文化庁） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（国立教育政策研究所） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（科学技術政策研究所）	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費等。	75	平成21年度以降 13箇年度以内
	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費	東京税関大井出張所整備事業に係る事業費。	58	平成24年度以降 11箇年度以内
	国立大学法人施設整備費補助金	国立大学法人等施設整備PFI事業に係る事業費（新規2事業）。	7,124	平成21年度以降 3箇年度以内
		国立大学法人等施設整備PFI事業に係る事業費（新規1事業）。		平成21年度以降 4箇年度以内
国土交通省	中央合同庁舎第8号館整備等事業	中央合同庁舎第8号館整備等事業に係る事業費。	24,886	平成21年度以降 15箇年度以内
	気象庁虎ノ門庁舎整備等事業	気象庁虎ノ門庁舎整備等事業に係る事業費。	18,620	平成21年度以降 15箇年度以内
	東雲合同庁舎整備等事業	東雲合同庁舎整備等事業に係る事業費。	14,470	平成21年度以降 14箇年度以内
	大井合同庁舎整備等事業	大井合同庁舎整備等事業に係る事業費。	11,385	平成21年度以降 14箇年度以内
	東京国税局整備等事業	東京国税局整備等事業に係る事業費。	26,507	平成21年度以降 16箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	気象庁虎ノ門庁舎整備等事業に係る維持管理運営費。	3,580	平成25年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	東雲合同庁舎整備等事業に係る維持管理運営費。	70	平成21年度以降 14箇年度以内

(単位：百万円)

要求機関	事項	概要	限度額	国庫の負担となる年度
国土交通省	民間資金等活用航空路整備等事業	那覇航空交通管制部管理棟建替等整備事業に係る事業費。	29	平成21年度以降 15箇年度以内
衆議院	新議員宿舍整備等事業経費	衆議院赤坂議員宿舍整備等事業に係る事業費。	281	平成21年度以降 23箇年度以内
	新議員会館整備等事業経費	衆議院新議員会館整備等事業に係る事業費。	119	平成21年度以降 11箇年度以内
参議院	参議院新議員会館整備等事業	参議院新議員会館整備等事業に係る事業費。	28	平成21年度以降 11箇年度以内
会計検査院	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	110	平成21年度以降 13箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	東京税関大井出張所(仮称)整備等事業に係る維持管理運営費。	742	平成24年度以降 11箇年度以内
最高裁判所	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る事業費。	4	平成21年度以降 8箇年度以内

2. 行政財産の貸付け等（PFI法 十一條の二、十二條関連）

要求 機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	概要	貸付け等を行う 年度（予定）
法務省	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格932百万円）を無償で選定事業者 に貸し付ける。	平成17年度 ～36年度
	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,343百万円）を無償で選定事業 者に貸し付ける。	平成19年度 ～37年度
		継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格上記に 含む）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者 に使用許可を与える。	平成19年度 ～37年度
財務省	公務員宿舎整備事業（綾瀬川住宅）	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格6,155百万円）を無償で選定事業 者に貸し付ける。	平成19年度 ～22年度
	公務員宿舎整備事業（東雲住宅）	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格13,700百万円）を無償で選定事業 者に貸し付ける。	平成20年度 ～22年度
	公務員宿舎整備事業（小金井住宅）	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格11,933百万円）を無償で選定事業 者に貸し付ける。	平成20年度 ～22年度
	公務員宿舎整備事業（伏見住宅）	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,223百万円）を無償で選定事業 者に貸し付ける。	平成20年度 ～22年度
文部科学省	中央合同庁舎第7号館整備等 事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格81,032百万円）を無償で選定事業 者に貸し付ける。	平成16年度 ～20年度
		継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格8,299 百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者 に貸し付ける。	平成16年度 ～46年度
国土交通省	東京国際空港国際線地区エプ ロン等整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を無償で 選定事業者 に貸し付ける。	平成18年度 ～21年度
	東京国際空港国際線地区貨物 ターミナル整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を有償で 選定事業者 に貸し付ける。	平成20年度 ～50年度
	東京国際空港国際線地区旅客 ターミナルビル等整備・運営 事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を有償で 選定事業者 に貸し付ける。	平成20年度 ～50年度

要求 機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	要求概要	貸付け等を行う 年度（予定）
衆議院	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業	継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格661百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～43年度
	衆議院新議員会館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格81,785百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度
参議院	参議院新議員会館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格48,345百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度

3. 財政投融资等

(単位：百万円)

要求 機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算	21年度 予算案	備考
内閣府	沖縄振興開発金融公庫による融資 (沖縄自立型社会資本整備融資制 度)(*2)	継続	P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管 理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。	47,000 (*1) の内数	46,000 (*1) の内数	

(*1) 金額については、沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額

(*2) 現行の「沖縄自立型社会資本整備融資制度」の概要

対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設

融資比率：70%

金利：政策金利

4. 税制改正

税 目	概要
不動産取得税	P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を1年延長する。(地方税法附則第11条第17項参照：平成21年度末取得分まで。)
固定資産税 都市計画税	P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準とされる額の2分の1(地方税法附則第15条第3項の適用を受ける償却資産については、同項の規定により課税標準とされる額の2分の1)にする措置を1年延長する。(地方税法附則第15条第37項参照：平成21年度末取得分まで。)

(参考：既存の税制特例措置)

税 目	概要
特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の建設を行うPFI事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする措置。(地方税法第586条第2項第1号の7参照) 平成15年度より、特別土地保有税の新規課税は停止
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定によりPFI法第2条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第15項参照：平成21年度末取得分まで。) PFI法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付を受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち、輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第16項参照：平成21年度末取得分まで。) PFI法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第20項参照：平成21年度末取得分まで)
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定によりPFI法第2条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により整備する一定の家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする措置。(地方税法附則第15条第39項参照：平成21年度末取得分まで) PFI法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付を受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち、輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする措置。(地方税法附則第15条第36項参照：平成21年度末取得分まで) PFI法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1にする措置。(地方税法附則第15条第43項参照：平成21年度末取得分まで)